

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与サービス重要事項説明書

1 事業者の概要

事業者名	福祉用具販売・レンタルコスモスプラネット	法人名	株式会社コスモスプラネット
事業所所在地	長野市篠ノ井会 614-1	法人所在地	長野市篠ノ井会 618-2
		電話番号	026-293-8370
管理者	原山 哲也	福祉用具専門相談員	2名
営業日	月～金曜日（祝祭日及びお盆・年末年始を除く）	営業時間	9:00～18:00
県指定年月日	福祉用具貸与 平成26年6月1日（事業者番号 2070105842） 介護予防福祉用具貸与 平成26年6月1日（事業者番号 2070105842）		

2 サービスの概要

提供するサービスの内容は、介護保険適用の福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与です。利用者が可能な限り有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、心身の状況や希望、生活環境を踏まえ、福祉用具専門相談員が専門的知識に基づいて適切な福祉用具選定の援助、組立・設置等を行い、福祉用具を貸与することにより、在宅生活の支援と質の維持向上及び介護者の負担の軽減を図ります。

3 サービス実施地域及び取扱種目

- (1) 当事業所のサービス地域は、長野県北信圏域です。
- (2) 当事業所の取扱種目は、車いす・車いす付属品・特殊寝台・特殊寝台付属品・床ずれ防止用具・体位変換器・手すり・スロープ・歩行器・歩行補助つえ・認知症老人徘徊感知機器・移動用リフトです。

4 貸与商品の選定

居宅介護支援事業者や地域包括支援センター等が作成する「居宅サービス計画」に従い、利用者と利用者の家族の希望を反映させた福祉用具選定を行い、十分な説明のもと、利用者と利用者の家族の同意を得た上でサービスの提供を開始します。

5 貸与商品の納品・変更

- (1) 貸与商品の納品は利用者又は利用者の家族の指定した日時に行います。
- (2) 貸与商品の納品の際、サービス従事者が組立・設置等を行い、貸与商品の作動具合や適合状況を確認します。又、取扱説明書等の文書を説明し交付します。又、実際に貸与商品を使用しながら、使用方法、使用上の注意事項、事故防止、故障時の対応等の説明を行います。
- (3) 貸与商品の納品後10日以内に、貸与商品の使用状況について電話等で確認します。又、契約の期間内において、6ヵ月以内に1度、訪問又は電話により同様の確認をします。
- (4) 貸与商品は契約の期間内においても、心身の状況の変化等に応じて、変更することができます。

6 貸与商品の修理・交換

- (1) 貸与商品について故障や破損が発生した場合、修理又は交換を行います。故障や破損を放置したままの使用は思わぬ事故等を招く恐れがありますので、速やかにご連絡ください。
- (2) 修理・交換に伴う費用は原則として事業者が負担します。ただし、貸与商品の使用方法や使用上の注意事項等に反した使用により、故障・破損が発生した場合には利用者の負担となります。

7 貸与商品の回収

契約の終了や貸与商品の交換・変更等により、貸与商品の回収依頼を受けた場合には利用者又は利用者の家族の指定した時に貸与商品を回収します。

8 貸与商品・利用者負担金の請求

- (1) 貸与商品と利用者負担金、貸与開始日・終了日は別紙①「貸与商品及び利用者負担金一覧」の通りです。利用者負担金は介護保険が適用された金額（貸与商品利用料の1割）です。
- (2) 貸与開始月の利用者負担金は、貸与契約開始日がその月の15日以前の場合は1ヵ月分の全額、16日以降の場合は

1ヵ月分の半額となります。ただし、貸与開始と貸与終了が同月内の場合は、利用者負担金は1ヵ月分の全額となります。

- (3) 貸与終了月の利用者負担金は、貸与契約終了日がその月の15日以前の場合は1ヵ月分の半額、16日以降の場合は1ヵ月分の全額となります。
- (4) 介護認定がない場合又は介護保険での上限枠を超える場合や介護保険適用外になった場合は、貸与商品利用料の全額が利用者の負担となります。
- (5) 貸与商品の使用開始前に返品を行う場合、利用者負担はありません。また、貸与商品の使用開始前に交換を行う場合、交換後の貸与商品についてのみ利用者負担となります。
- (6) 利用者負担金のお支払い方法及びお支払い期日は以下の通りです。

お支払い方法 口座振替 集金（ ） その他（ ） お支払い期日 毎月 日

9 サービス提供に関する相談窓口

サービス提供についての相談や故障の緊急連絡等は下記の窓口までご連絡ください。迅速かつ適切に対応致します。

福祉用具販売・レンタルコスモスプラネット 電話番号：026-293-8370 FAX番号：026-214-5335
(通常受付：月～金曜日（祝祭日及びお盆・年末年始を除く） 9:00～18:00)

10 苦情に関する窓口

苦情受付担当窓口及び連絡先は別紙「緊急連絡先一覧」の通りです。

11 サービス利用にあたっての留意事項

- (1) 貸与商品は、定められた使用方法及び使用上の注意事項を遵守してください。
- (2) 事業者の承諾を得ることなく、貸与商品の仕様変更・加工・改造等を行わないでください。
- (3) 事業者の承諾を得ることなく、契約に基づく権利の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は転貸することはできません。
- (4) 利用者の転居・入院・死亡等、貸与商品の利用状況に変更があった場合には速やかにご連絡ください。

サービスの提供に先立って、上記の通り説明します。

令和 年 月 日

(事業者) 所在地 長野市篠ノ井会 614-1
事業者名 福祉用具販売・レンタルコスモスプラネット

管理者 原山 哲也

説明者 原山 哲也

上記の内容及び取扱について説明を受け、わたしとわたしの家族の個人情報の使用についても、契約書第11条に定める条件で使用することに同意します。又、上記契約の証として本契約書を2通作成し、利用者及び事業者記名押印の上、それぞれ1部を保管します。

(利用者) ご住所 _____

お名前 _____ 印 _____

(家族・代理人) ご住所 _____

お名前 _____ 印 _____